罪

															and the Control of th	EAL DOOR WASHINGTON	ALL VIII ALL			
	J	星 パ	ν:	ス 售	F 5	- 月	月信	1	罪		n	ス	-	基	ナ	心		靜	皇	罪
民事及刑事	身分チ詐稱スル罪	度量衡井偽造スル罪	偽證ノ罪	免狀鑑札及ビ疾病證書ヲ僞造	私印私書ヲ偽造スル罪	官ノ文書チ偽造スル罪	官印チ偽造スル罪	貨幣ラ偽造スル罪	計	公務サ行フサ拒ム罪	官ノ封印ナ破棄スル罪	人ノ住所ヲ侵ス罪	徃來通信ヲ妨害スル罪	及ビ所有スル罪	附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪	囚徒逃走ノ罪及ビ罪人ヲ藏匿	官吏ノ職務チ行フチ妨害スル	兇徒聚衆ノ罪	室二對スル罪	狀
裁判	ラド	チー	チー	1	F	JP	ラド	9F		ar.	71	1	71		1	7	罪	21		死
	-	1			1	1		=	-		1	1	1	1	1	1	1			無徒期徒
	1	1	1	1	1	1	1	三三		1		1		1	1		_			有期刑處
		1	'				1101	五五五			1		1				1	M		重懲
			- 1	1	_	I III III		九〇	P9		1	<u>'</u>		1	-		-			輕役
t				_	四个四、1 01				五一〇二二九			Ħ		-	八八四三	Δ.	I	五		重禁
	=	六二	八五	五	七四	= : *	PY	五	1	*	五	五〇	Ξ	元	当	八五九二	五五五	Ξ.	-	輕蠅椰
	八	1	1			1		1	二六八	1	1		1			三大八				制
	=	1	1	-	1	H	110411	九三	四九	=	pq	1	1	一 の 元	1	五五	i	=	1	金
	=	=	3	Д	=	1	1		五	1		-0	_	1	===	七七				留
	二九	1	1	1		1	七四	九	四五	1	1	1	1	1111	1	111	1	-	1	科料
	1				1	1	1		-	1		1	1	1	1	_	1	-		棒酱
	三四九	大四	八七	1	一、四八七	गादिक	二大三	M -t	一〇、九四四	六五	五〇	五:10		二五大	八二大五	171011	五五七	一 新.		計
_	<u></u>		1	1	七四四			五	五	11		=			=	I	1			違 管 轄
六三九		1	1				l:			,	1	1	1	1	l.		-	1		遠 響 ・
				PS		P9	=		开	1					=	-				其
	英	六	# H H H	ŧ	XIIIR	HIN HIN	三五〇	五三	五四五	九	Ξ	七	-	ō	五三五	P9	四七			他合
	四〇五	七〇	1110	一四五	一、八六大	1/1 mo	二、九八二	四七五	一一、四九四	七四	六二	五五〇	五五	二六六	八、五九二	1751*	六〇四	— Fi	_	計

										To Aller	總	法ニ正條ナキ者 法ニ正條ナキ者	軍人,	財產二對	身體二對
											計	ギオルモ新	犯罪	スル罪	スル罪
第二	同	同	同	同	同	明治:	年	別サ左十	處分ト	表中明	六、八四八一		1	三十二五	八七
第二百七十九	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	次	3五 附 年	ナセ	治十	一〇二、八〇三一〇九、六五	1	六〇七	七九、五九四	五、三四七
重	七三	九三	一四九	1=*	一四六	一四六	謀殺ノ罪	記以ス前ハ	当由	七年以	0九、六五		大の七	八三二二〇九	大、二大四
輕罪	**	1 1 111	五二五	K 1 11111	五三	二三五	二条ルル	刑法サ	12	後風俗	六四四三二二		1	二、七九二八	七七大
被告人	* 1704=	三二二八八七	五三二八七	三三九四八	三四二八二	五五、〇〇七	者 罪 ルノ	異ニシ		き害ス	三一一、〇八九一一七、五三二	-		八五、三四九	七、二四六
罪 狀 及							三条	照		ル罪		_	一三	八八、一四〇	八〇三二
言渡	九六	11011	二大四	三五		111111111111111111111111111111111111111	者罪	スペ		ノ大	四、九二五一	1	1	101101	五八五
區 分	XX	五	10*	上三七	八八八	*	保等資 ルバ貨 者罪為 ニ造	カラザ		一減少	一〇一、八大六	10		大五、七二三	九、三九四
	五三八三	二八七一九	四一〇七九	四四八八八八	四七、四二九	近の、〇四二	ニ係ル者	ルチ		せき	一、八大六一〇六、七九一	10		六七、九二四	九、九七九
	九二二		一七七	一五九	Moli	1120	一気ル者	以テ第		い同年	三川九〇		_	一、九五六	五三三
	一三二三八六	九二二0	二七、三八七	国行の小中国	三五、〇五九	三二、四三大	ニ 係ル者	年鑑		ヨッ賭	一一〇二五八	開	四八	五五九〇〇	10、七大二
明治	七一二五八	一〇九、七二一	二八、七五七	四川川川田	三二、大四二	三〇、七二八	其他ノ罪	掲がル		博犯者	一一三、六四八	兰四	四九	五七、八五六	一一二九四
九九	一二二二	一大〇、四大二	10171111		一一九、二三六		總	所		カチ行	一、九七五	1	1	一二四八	三班〇
年	五五	四六二	111/0.	一一七、八八四	*HIT.	一九、一九八	計]		政警	一、九七五八〇、〇四三八二、〇一八	五大八	 PY	一二四八 三九、九九九	八、一五一
				A TO				其大		察ノ	X1701x	五六八	-	四一二四七	八、五〇一

18	WORLD CO. TO SHO	OACUBE MIN TEN	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	CULTARIES	MAKAMUTAKA	ZVCEVIORE.	MANAGEMENT OF STREET		1705 P.743	ALASSE NAME	CHECKET .	THE MAN	Personal Estates	ENVIRONMENT IN	PERSONAL S	MOMERCEAN	ACMEDICAN.	WEST TO SERVICE	RICH RESPONSE	POPES TO MANAGEMENT	- CANADA
	1378		罪	7		12				ス			對			=				體	+ 11
	幼者チ	幼者又	墮	育	ル監持	擅二八	自殺	ノ発	设過		創圖傷扎						罪系	次謀 炎 黎			
	幼者ヲ界取誘拐ス	幼者又ハ考疾者ヲ潰薬ス	胎	迫	ment	擅	二關	-	-	-		(一人井傷み	人談の表数を	科誘導シテ危害ニ陷レ	司チ発ル、な	ル馬ット	馬 サリテ	同	故	同
	ルル罪	チ溃薬スル	1	,	打拷責死ニ致ス	ニ人チ逮捕監禁	スル	過失ニ因テ人チ傷	過失ニ因テ人チ殺	致スの歌打創傷シ因テ篤疾ニ	殴打創傷シ因テ死ニ致	創	ナ行と誤	サ行ヒ誤	文元を書こ出	未入りお	ニ犯シタ	人を受刻	未		未
		罪	罪	罪	シ	ス	罪	ス	ス	疾ニ	三致	傷	テ他	テ他	陷テ レ 許	逐烈	ル利ナ	所	邃	殺	逐
-				1		1							-		1	1	八	=	1	1	
-	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1		_		1	=	-		九	九
-		13	1	1	1	1	1	1		1.	七。	1	1	_	1	=	1	1	P	元	九
	1	=	1	1	pq	1	1	1	1	1	11111	1	1			1	1	1	179	九八八	九
	179	_	1	1	=	1	1		1	1	三四	1	1	1		1	1		=	=	= +
	=	一弄	二大七	八大	Ŧī.		1		1	Ξ	大四	二、九五八	1			1	1	1.	=	Д	<u> </u>
	1	1		1	1	1	- I	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	1	1	-	1	1	1		1111	101	1	1	1	1	1	1	1				1	
	1	-		=	1	10	1	1	1	1	1	二九〇	1	1		1	1	1	1	1	
	1	1	1	-	-	1	1	一大	_	1	1	1	1	1	1	1	1	1.		1	
	1	1	1	1	1	1	-	1	1	-	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
	· 1]#	一大五	二大八	八八八	_	二二六		一三九	101	Ħ	一三元	三、二四八					二九	pq	四	一七五	七九
	<u>#</u> _	王		1		_六	五	76		_ = _	1		1			1	1	Ï			
		1																			
	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	_		1	1		1	-1	1	1	
	10	=	1 11	九	-1	11/10	蓋	_ M	=	1	Д	一大門	1	1	1	1	1	1	_	=	5
	三五	一大七	三大二	九七		一五八	- A	一班	*	1	一四六	三四三四		=		=	- 	PY	<u>M</u>	一九六	<u> </u>

SWAMMETER!	love compa			- CONTRACTOR	NA ALPINEACHARDI			FOR AUT ANY CASE			22			MANUFACTURE OF THE PARTY OF THE	CHOOLIE.			1907	PACE NAME OF			:1
身	罪)	職瀆	吏官	商業	死屍	3	ドルン	、害	チ俗	風	-	罪ル	ス	害	チ	康	健	罪ノル	きに	117	作	
謀	司	官吏財産ニ對スル罪	官吏人民ニ對スル罪	及ビ農工ノ業チ妨害スル罪	ナ毀棄シ及ビ墳墓チ發掘スル罪	音	其他風俗チ害スル罪	富籤	賭	チ害スル圖書物品チ陳列販賣ス公然猥褻ノ所行チ為シ及ハ風俗	計	私ニ醫業ヲ為ス罪	非十	製造ノ規則ニ關スル能	傳染病豫防規則ニ關スル罪	飲料ノ淨水サ汚穢スル罪	阿片烟ニ關スル罪	計	公選ノ投票ヲ僞造スル罪	#	犬	
五					11		1		1		1		1	1	1	I	1			死刑		
五六	11		1				1	1	1		1	11.	1		1	1	1	=	-	1497	走	
	_	1	_			1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	三四	1	有財	刊處	
*	五	Ħ		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	三五七	1	重	談	
							1	<u>'</u>	1	1					1				1	輕行	支	
_=	八四	八三	-														-	五八五二				
=	1111	八七	二六	-0	七二	西五	1	七	兲	1	大	1	1	1	1	£	_	11:10:11		重	?	
_	-	1	_	1	1	1		1	1		1111	1		1	111	1	1	九一	Ξ	輕到	固刑	
						-		1		<u>-</u>	三六大	1140	nio nio	hig.	六四	1		二、三九七	1	罰	23	
						六	= -			P9 1	*	•	0	=	<u>P9</u>			七	1	金		
	=	_	-	七								1				1		六	1	留利		
1	1	1	1	1			1	1	1		三	1	-	1,	=	1	1	=	1	料		
1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	棒鎖	者	
<u>x</u>	1104	144	III O	1 +2	七一	大二			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	三八九	1140	H.1		+			五、九三五		計		
-		t		七	-	一九		七	九九	Pq	<i>t</i> .	0	-	-	七九	Ŧi.	=	五二〇	耳	違	官批	1 24
					7/1 2	л.			71.									0		事が	特會議	六四〇
	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	九	1	事ニ送付	局」或	
<u>m</u>	六七	五	- *		111	-X	-	九	八		元	九	1	1	*	1	1	X FIBIL 1	111	事 代	ţ	
10.4															^					É	A DOM N	
11111	11七四	三人	四六	·	七四	九八	H	一大	六五	- pq	PI OP	二七九	=		八五	莊	1	七二〇八	-		t	

	同	同	同	明	e were the same	NOT THE REAL PROPERTY.	ル徴兵婦	維軍人	軍人	フ軍人	COLUMN TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE T	罪	yean firshoo	n	NACCHIA POLICI	ス		對	SAIDCES ARM
ベ表				治		總	休	レニ	人上官二四	人擅二哨~	計	ヲ家害屋	決		ノ罪り	た放火		贓物	開キス数ル取
キモノ状	+	+	+	+	內		兵豫備後備兵徵集,	艦船屯營本隊若り	對シ暴行ナ	令チ變更シ	p)	ル品	水	失	其他	ル家屋サ	ナテ	二日	罪財
ハハカ大	五.	六	七	八		計	期	が戦	タル	若クハ之ニ		毀壞シ及ビ動植物	,		が放	焼燬へ	ス住居	スル	罪及ビ受寄財
* 抵 其 刑	年	年	年	年	女男	to!	~後	役ヲ	モノ	章		植物	罪	火	火	セザ	> 次	罪	物二
内法	七二二	八四二二	1 1 1 1 1	四九四	一大九四	一七九五	1	1	1	1	九七三二	1	1	1	1	1	=	1	1
譯ノチ節	=	E	三大		四九九七一	六		1			三八七一、				-	<u>P</u>	大三	1	
舉目	五三〇	八五七	1001	、一九七	五三	- 大00	1	1	1	1	THE T	1	1		1	五	八大	1	1
グロ脚振	三三班	五八九	九二二	1、0大二	七二七二	二二二五五	1	1	1	1	大八八	1	1	1	H	110		1	1
チル課但			九四四	一二八七	二二九五三四五	一二二九		1	1	1	五五一	1	1	1	<u>-</u>	=	五四	1	1
殺一故節	六六、七四四	五六五九四、六四七	八三、三七大	七九六、二九二	五八一、六八〇七、九九一	九八九、六七一		1		1	つけにいける	四五五	五		大四	九	七	四、〇九五	五二八四三五
殺、即中	pg	大二八	Value 1	七四九	九二〇四〇	九大四	五七一	Ξ	_	_	1	-	1	1	1	1	1	1	Ī
打片創雕	三四二	五、四〇六	大三大大、七八九	五、八七八	村、六三八	五、三九九			1	1	二二四大	=	1	つが形で	i	1		1	1
傷等罪	一、五三七	一つ七つハ	1 Ellio	一二元	七四〇九六	八三六	1	1	1		三四八	10		1	_	1	1	四一	Ł
ノ狀諸甚	三二	1、1回0	二、九〇七	HE0.1	五二一十六三	大八四		1	1	1	五〇大	大七	1	三大七	1	1	1	1	1
節殊			九	九	1-	_		1	1	1	1	1	1	-1	1	1	1	1	1
クリックラ	七五、八大八	一一〇五、八大八	九八、四九	一〇九、三大八	九二、二六四	101121101	五七二	=			七八、六二四	八三	五五	一、九〇七	스	六九	二七四	四、二三六	11/2211
粉	せせ		11110	八〇	七五九	八二	=	Ī	1	1	三四		1	1				1	=
紛計上區分																			
盟	五六	九七	大七八八	七〇八	= \(\tau \)	こっと		1			7. PN					_,			= -
クリチ要	一五六、〇五八	六一九	HOI.	1110	五八三	1 1111	元	1	1	1	大四〇〉	九三	六	八〇	九	Ξ	四三	= -	五〇五
要	_ <u> </u>		大七八、一〇三一〇六、七九一	ものべつコニ×田田コ	二八大、五四八×九九、八二三九、八三八	この七、一三コ × O九、六五一	*0:	=			大四、大四〇×八三、三〇九	九〇六	五九	一、九八七	九一	八八	三七	四、四四七	三一、四〇五×一二、八六五

-		產		財			罪		n		ス	a a	計	-		體	Ì	ł		Ē	罪
家資分	遺失物		7 弱	E	竊	計	I I I		對スルニナ	义		誣告			罪	重姦	褻			5	<i>F</i>
散ニ闘スル罪	埋藏物ニ關スル罪	開流婦女チ服姦ス	强盜人子殺傷大	强	盗 ノ 罪		罪	章屬親チ殿打創傷癈疾	致属親チ殿打創傷死ニ	同未遂	尊屬親チ殺ス	及ビ誹毀ノ罪	重婚	有 夫 姦	行き勸誘シ及と媒合ス	男女ニ對シ猥褻ノ所行	半二歳未滿ノ幼者ヲ姦	級ス十二歳以上ノ婦女ヲ强	婦女ヲ强姦シテ死ニ致	177	伏
1	1	1	七六		1	八一	1	1			*	1	1	1	1	1	1	1	1	外刑	
1	1	10	三八八			二八八	1	1	_	=	五	1	1	i	i			1	_	無期	
1	1	-	一五六	二十二二		1 11/11	1	_	_	75	1	1	1	1	1	-	1	1	-	有期	刊点
1	1	1	五九	五六一	=	一七二	-	1	1		1	1	1		1	1	11	1		重	
1	1		Д	tilitit 1		1011	1		1		1	1						Pg Pg	1	輕行	交
1441	七六一	1	*	一四八	二三二五五、一六一	四、四一四	八四	1		1		112111			五	Л	<u> </u>	Fi.	1	重	禁
1	1	1	1	1		-	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1		輕的	涸开
1	門三五	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	罰金	200
_	三元	- 1 3	1		三五九	11.11	1	1	1			七		1	1			1		治 留	J
1	七二	-	1.	1				1	1			1		1			1	1	1	和料	
1	1	1	1	1		1	1		1	-							1	1		棒鎖	1
一芸	- 二八六	Ξ	五九三	1711114	五五、五五四	玉、无八八	八四	=	=	九		二五〇	PY		五	P.	Ŧi	ħ		討	
1	1		1	=	九	=								1			****	1	1	違	管轄
1	1	1	1	_	B	Ξ	1	1	1	i	1	_	1	1	1		1	1		違 事二送付 寸	會議局或
五〇	大七		三十	11110	四二、三九六	並七一		1	1			九八	23	1 11111	Ħ	T	1			され	t b
= 7	七 × 一 三五四		大三C	二、三五九	五七、九七二	六、一大四	八五					八三河九	7	三	=	五二三		-		行言	}

			官吏	スル罪 害	罪	12	メ 害	チ	用	信	罪加	レス	害チ	謐靜	罪		TO THE PERSON OF																		
- C) India	Ħ	官吏財産ニ對スル罪	官吏人民二對スル罪	阿片烟ニ闘スル罪	計	度量衡ヶ偽造スル罪	私印私書チ偽造スル罪	官ノ文書ラ偽造スル罪	官印チ偽造スル罪	貨幣ヲ偽造スル罪	in the second	往來通信ヲ妨害スル罪	行っ	徒聚衆ノー	狱	第二百八十一	SCENESOS S	明治十八年	總計			對審	別前第		第二百八十		七年二五五	朝	Dake (P)	V		計中中			í
2 -		ヲド	ラド	9F	-	9F	ラド	91	9F	91		71		71	死刑	對審	PENDENDE SECON	九二	1七0			一五六	,			BACKS STANDOMS	十年二以		上		ル 全所:		獄みコナ		
1	1	1			1 1 2	1	1		1		-				無徒期	裁判重		三. 至右二	三、九二六		lichin	三、五五四	本年	件	重	MACHINES MACHINES AND ACTUAL TO ACTUAL	人降十各	國	海明明		ノリ外ノ	日附し	處七十	訴、チ	ti
		1			1 11	1		1	1	III.		1			有期處期刑	罪	March Control	=	<u> </u>				合		罪		八年年死	=0	男治		清一國ノ		タ六ルノ	免滅シ	
	-				1105	1		PT	107	五五		1			重懲	被告		三、七六三	四、〇九六		三八大	1117年10	計		被告		ニ刑百チ		女九		上年		內兩亂年		
	四	四			一			二 九	74		Pq	1	-	П	輕役	人罪							求檢 二察 ョ官		人 對	A CONTRACTOR OF THE PERSON OF	三執十行	<u>P</u>	八一年		及二	二法	ココス	科期	I
	五四八八	五三八四	-	-	九五〇七		八	九五三〇一	九八一二四	八八大三	五		1	· #£	重禁	狀及	No residente	m _O	三四		P9	= 5	リノ計	1	審及	WINDS AND STREET	人セートラ	=	男同十		朝一	一百	テストル人	却、從	É
-	X 1	P9			+		1	-	PR	_ <u>ä_</u>	三	_=			輕錮	育渡		三二三大四	三、大〇		Ξ	門門置	判豫審判事		闕席		九レン		女八		國金	E 條	ルポッ重	滅徭	E.
	1				-							1	-		罰金	區分		六四	01		三大二		ツック	1	係		二人百員		平		剳 ナ	L 依:	者禁	云チ	4
	_	_							1	1		1			拘留		OMEGISTA AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	二九	HOII		_	二八五	ニヨリ州		ル者	ACTION TO STATE OF THE PERSONS ASSESSED.	三八	===	男同十		領事	~ 附	ナなリー	フ徒	ıJ
		1						1			11		1	1	科者			_	=		七		判 決 審院	H	件		十十一五		女七		ノ!處	加刑	叉輕	21	
	1	1	1			1	1	1		1		1		1	棒鎖			七八	三玉			11111	一門の判別を		數		人年 + =	1	三年		斷一) =	禁錮	輕	K
		M	=	_	二五五		三六	五四〇	=======================================	五五四	-	Ξ		ō	計 計		PETERSON SERVICES						が一般に対している。		八員		9 五十	Ξ	男同十		係ル	き	ク内	德	الم الم
	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	違管轄無罪	•	THE STANDARD SANDERS	1	ii e		1	三回	障裁 申判 立ニ						一		被告	渡	十八	=	•
	四七	四五	=	1	四六八	1	=	===	=======================================	<u>P9</u>	-	_	1	1	罪	明	DECEMBERS OF BEING						殘前 年		明	CARLES BECT OF THE COMMENT OF THE CO	十六	=	年		人	7	年	庫	E .
\ U	-	-	1	1	=	1	1		<u>i</u>	-		1	1	1	赤	治十		0	当地名		M C	二九七	1	人	治十	CHAIR CONCUENCY	年		男同		チ	人	三三人	ス	
fi.	_	-	1	1	Pq	1	1	=	-	1	1		1	1	免訴全免消滅	九年		大公	大、五		**	Hi,	本		九	Constant Programmes	六十	H	五		グレ	員チ	+		
	-	1	1		1	1	1	1	1	1					置傳懲留治		THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T	大〇三一	六五一一		六大五	五、八四六	年		年	WHEN COMMEN	+	1	女年		が左	算入	六年		
	1	1	1			1	1	1		1					留治		SOURCE CONTRACTOR	大、四三二	六、八四八		七	六、1四三	合	員		CAMPAGNATOR PROPERTY.	人十				如如	ス此	六		
	九二	八九九	PH	-	KIIY		二六	八五六	四四六	二九六	- T	pu		10	情		STANCE OF STANCE		四八		七〇五	三	計			PER SE					AH		/\		

・一本はス健し

專及刑事裁